

特定非営利活動法人 新田フードサポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 新田フードサポートと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県太田市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、災害発生時に災害地域の被災者に対して、食の提供をはじめとした救援物資の輸送に関する支援事業を行い、被災者に寄与することを目的とする。また、平時では子ども食堂を運営するとともに防災啓発活動を実施し地域住民の防災意識の向上に努める。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 災害支援事業
 - ② 防災啓発事業
 - ③ 子ども食堂・料理教室事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体

(3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事会の議決を経て理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会の議決及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総

会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会又は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 監事の選任又は解任
- (6) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 51 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号、第52条及び第54条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の4分の3以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条、第 37 条第 2 項及び第 39 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 48 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 50 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり翌年 10 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 51 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会に出席した正会員の過半数をもって決した者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲載するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	10,000 円、	年会費	10,000 円
(2) 活動会員	入会金	0 円	年会費	2,000 円
(3) 賛助会員	入会金	0 円、	年会費	一口 10,000 円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、設立の日から令和 7 年 12 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 45 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第 50 条の規定にかかわらず、設立の日から令和 7 年 10 月 31 日までとする。

別 表

役職名	氏 名	備 考
理事	星野 茂	理事長
〃	平賀 亮三	副理事長
〃	高橋 壮志	理事
監事	眞下 康久	

(様式2)

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 新田フードサポート

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無	備考
理事	星野 茂		有	理事長
理事	平賀 亮三		無	副理事長
理事	高橋 壮志		無	理事
監事	眞下 康久		無	

(様式6)

設 立 趣 旨 書

1 設立の趣旨

昨今、毎年のように人命を脅かす自然災害が増加し避難生活を余儀なくされる事案が多数散見されるようになってきました。また、今後数十年のうちに大地震の発生確率も高まり 2011年の東日本大震災のような大地震にも備える必要性がでてきました。今回設立する新田フードサポートでは大規模災害時に避難所等で焼き立てのパンをはじめ温かいご飯などの食事を支援し、また被災地や避難所へ必要な物資の運搬を行うことを目的としています。

東日本大震災から13年…防災意識も高まりつつある現在、災害時の被災地支援も現地からの要望を聞いてから動くのではなく過去の事例からすぐさま支援を行うプッシュ型支援になり、各自治体では防災倉庫の設置や非常食の備蓄などが行われています。また、ここ数年でキッチンカーの台数も増え災害時にむけキッチンカーの団体が自治体と協定を結ぶなど新しい形も生まれてきました。国や消防でも災害時の対策車を導入するなど次に来る大規模災害への備えが進む一方で次のような避難者のエピソードもある。「パンやおにぎりなどの食事が4か月も続いた、最初のころは電子レンジもなく冷たい食事だった、出してもらえるだけでもありがたいので文句は言えなかった」

参考資料：https://www3.nhk.or.jp/news/special/saigai/select-news/20190617_01.html

上記で述べたように現在、個人・自治体など防災意識が高まり避難意識も高まる中で、いざ災害が発生し避難所が開設された場合、避難所を運営するのは避難してきた地元住民なのです。しかし、避難所を運営する人もまた被災者であることになり、そんな時に被災地外から駆け付け支援する仕組みが必要であると考えます。その中でも被災者の心のケアの一つとして挙げられるのが温かい食事で、温かい食事には精神的安定や免疫力の向上などが過去の災害でも検証されており災害関連死といわれる避難生活でのストレスや持病の悪化などで死亡する件数も減らす効果があると言われています。発災時はもちろん、長期継続的に避難所、被災者に温かい食事を配膳できる仕組みが今後求められるのです。その問題を改善するべく災害支援特定非営利活動法人 新田フードサポートを設立したいと強く思っています。

2 設立申請に至るまでの経過

私は、現在までに新田製パン有限会社の一員として東日本大震災では宮城県亘理町に菓子パン1万食、台風19号の水害では栃木県佐野市において作業ボランティアを行い、そして能登地震では石川県七尾市へ菓子パン3000食を寄付させていただくプロジェクトへ従事してきました。その中で直面したのが、支援したいのに支援できない現状、それは東日本大震災のこと未曾有の広域災害で、新田製パンとしてパンを避難されている方々の食事として1万食寄付したいと社内で動き始めました。まず市に相談したところ「食数が多くて手に負えないから県に聞いてほしい」県に問い合わせたところ「パンは日持ちしないから運べない」当時は運んで欲しかったわけではありません新田製パンとしては今、一番必要としている被災地と繋げてほしかっただけでした。正直、支援したいのに支援できない悔しい

思いをしたくないと、被害の大きかった混乱してであろう宮城県に申し訳ない気持ちもありながら問い合わせさせていただきました。現地では、すぐに食べることのできる食糧支援はありがたいと、支援は進み宮城県へ連絡をして4日後に自社のトラックに積載して宮城県亘理町に寄付させていただいたのが今でも鮮明に覚えています。

もちろん自治体が悪いと言っているわけではありません、もちろん災害となると自治体としての作業も増えるのが容易に想像できます。そんな時に独自に支援できればいいのではないかと考えてきました。その後も毎年のように災害は発生し、今後数十年の間に大災害が発生すると言われている中で、2023年1月に今までの経験をもとに支援体制の構築と支援の方法の模索を始めました。2023年11月賛同者も集まり災害支援非営利活動法人の立ち上げを決意し今日に至ります。

令和6年9月6日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 新田フードサポート

設立(代表)者 住所

氏名 星野 茂

(様式8)

令和6年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 新田フードサポート

1 事業実施の方針

令和6年度は本格的な事業実施に向けて災害支援方法の検討や準備、子ども食堂の運営に向けた実施地の準備を進めると同時に本法人の活動方針のPRと会員募集を行う

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
災害支援事業	・災害時の避難所への食事の無償提供	災害発生時	被災地	5名～	被災者
防災啓発事業	・他団体のイベントに参加し当法人の活動をPRおよび会員募集 ・防災用品の販売等	随時	開催地	2名程度	不特定多数
子ども食堂	・子ども食堂の実施地選定	随時	太田市内	2名程度	なし

(様式8)

令和7年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 新田フードサポート

1 事業実施の方針

令和7年度は有事の際の災害支援方法の構築、有事の際の自治体や関連団体の連携を具体的に決める、子ども食堂の安定的な運営準備と併せて引き続き本法人の活動方針のPRと会員募集を行う

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数
災害支援事業	・災害時の避難所への食事の無償提供	災害発生時	被災地	5名～	被災者
防災啓発事業	・他団体や自治体と災害時連携協定 ・他団体のイベントに参加し当法人の活動PRと会員募集 ・防災用品の販売 ・防災啓発イベントの主催計画準備	随時	随時	4名程度	不特定多数
子ども食堂料理教室事業	・子ども食堂の実施準備	随時	太田市内	2名～	なし

令和6年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年10月31日まで

特定非営利活動法人 新田フードサポート
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	100,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
災害事業収益		
子ども食堂事業収益		
5. その他収益		
イベント事業収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計	100,000	100,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	50,000	50,000
減価償却費		
支払利息		
消耗品費	50,000	50,000
その他経費計	100,000	100,000
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
管理費計		
経常費用計		
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		0

令和7年度 活動予算書

令和7年1月1日から令和8年10月31日まで

特定非営利活動法人 新田フードサポート

(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	合計
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	100,000	100,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金		
施設等受入評価益		
3. 受取助成金等		
受取民間助成金		
4. 事業収益		
災害事業収益		
子ども食堂事業収益		
5. その他収益		
イベント事業収益		
受取利息		
雑収益		
経常収益計	100,000	100,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費	50,000	50,000
減価償却費		
支払利息		
消耗品費	50,000	50,000
その他経費計	100,000	100,000
事業費計		
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬		
給料手当		
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費		
人件費計		
(2) その他経費		
会議費		
旅費交通費		
減価償却費		
支払利息		
その他経費計		
管理費計		
経常費用計		
当期経常増減額		
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
経常外収益計		
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
経常外費用計		
経理区分振替額		
当期正味財産増減額		0
次期繰越正味財産額		0